

## 第8節 名勝・天然記念物

名勝及び天然記念物は、「文化財保護法」に基づき指定され保存が図られるものですが、わが国の多様な国土美の価値を保存する名勝と、多様な自然を代表する貴重な自然を記念する天然記念物を文化財に位置づけています。

名勝には、日本庭園のような人為的に構成された人文的な景観の他に、自然の働きに由来し歴史や文化に支えられた風致景観を対象とする自然的名勝があります。また、天然記念物にも国土の成り立ちや自然を特徴づける動植物の他に、長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然を対象とするものが多く指定されています。人間と自然の関係を文化的な所産として多面的に捉えて、他の文化財と一体的に位置づける点で、わが国の文化財体系は世界的にユニークなものとなっています。2001年4月1日現在、自然的名勝は137件、天然記念物は958件指定されています。

自然的名勝や天然記念物の保護は、もともとわが国の多様な自然やその景観をまもることを目的として1919年に施行された「史蹟名勝天然記念物保存法」に端を発しますが、全国各地に所在し地域の人々によって大切に保存されてきたこれらの自然遺産が、その保護思想の普及と併せてわが国の生物多様性の保全に大きく寄与してきていることは間違いないありません。

自然的名勝と天然記念物は、国のほかにも地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて指定しているものが多くあり、地域の生物多様性の保全に役だっています。

### (1) 指定と保護管理

名勝や天然記念物の指定は、「特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物指定基準」に基づいて行われます。その際、自然的名勝では古来著名な風致景観に加えて土地の風土や時代、島国であり山国でもある国土の特色、伝統的な土地利用のあり方、信仰や行楽の対象地などに、天然記念物ではわが国の多様な自然と人が歴史を通じて様々に係わるなかで形成された自然物にもそれぞれ重点がおかれています。その結果、文化財としての自然的名勝や天然記念物は、特徴的な地域の景観とそれを構成する動植物や、土地の履歴や風土に規定された動植物の種及びその群集、生態系等を保護することに繋がっています。

指定された自然的名勝や天然記念物の適切な保護を図るため、法に基づき現状を変更する行為の規制を行うほか、地方公共団体などが実施する現況把握と保存方策の調査・検討、保存管理計画の策定、動植物の保護増殖、特定の植生の維持・復元、指定地の買い上げなど一連の保護管理事業に要する経費への国庫補助が行われています。

天然記念物については、制度発足後80年余を経るなかで指定対象に偏りがみられること、生物群集を動植物を一体的にとらえた指定がなされてこなかったこと、保護管理の体系化に欠けていること、環境教育などへの活用に対応ができないことなど、保護制度全般にわたり充実を図るために指針について多くの専門家の協力

を得て平成 10 年度以降多面的な調査研究を実施してきました。その結果は平成 13 年度末に報告されることとなっていますが、生物多様性の保全への一層の寄与にも配慮しつつ制度の充実を目指すことになるものと考えられます。

## (2) 保存管理計画の策定

自然的名勝及び天然記念物では、指定の対象となる特徴を有する中核地域に止まらずその周辺に至るまで、一体的に適切な保存管理を行うことが必要です。中核地域の景観や生態的な維持または関連する景観を確保する上で、緩衝帯としての機能を有する周辺地域の保護も必要であるという考え方です。この場合、周辺地域では中核地域と異なり、地権者などによるある程度の現状変更は許容せざるを得ないことが生じたりします。

湿地を生息環境とする動植物を対象とする天然記念物では、水の供給源となる周辺地域の自然環境の維持が必須ですし、人が関与して形成された里山の二次的自然を対象とする天然記念物では定期的な人手による植生管理が欠かせません。

以上のような事態に対処するため、保存対象の状況を踏まえた指定地の取扱い上の地域区分と許容される行為の内容、周辺地域を含め生息環境の維持方策と具体的措置、措置を講じる際の役割分担などについて、広範な関係者の参加のもとで保存管理計画を個別に策定して保護管理にあたることが有効となります。

## (3) 復元・回復の促進

二次的自然を景観の主要な要素とする自然的名勝や同じく二次的自然を対象とする天然記念物では、定期的に人手が加わらなくなったりした結果、植生の衰退や遷移の進行を招く場合があります。

また、天然記念物には限られた地域にのみ分布する固有の動植物で自然のもとでは回復が困難な状況にまで個体数が減少している場合もみられます。

さらには、人為的に持ち込まれて定着した移入動植物が天然記念物の動物や植物群落を著しく衰退させるような事態が生じることもあります。

こうした状況においては、植生の遷移の引き戻しや進行を阻止するための措置の実施、栽培・飼育施設など生息域外での飼育・繁殖による増殖と野生化の促進、移入種の除去などの事業が地方公共団体などにより実施されるが、計画的かつ段階的に取組むことにより、適切な復元や回復を図ることが望まれます。

しかしながら、植生管理や生息環境の復元・回復、移入種の除去などには多面的な取組が必要で、関係機関の連携や地域住民の具体的参加が必須ですから、適切なマニュアルの作成や人材育成、学習施設や飼育施設の設置などの総合的推進への支援が必要だと考えられます。

## (4) 文化的景観の保存

生活環境や生産活動のスタイルが大きく変化するなかで、歴史を通じて育まれた文化的所産としての地域における固有の景観が急速に失われつつあることは周知のとおりですが、持続的で循環型社会であった時代の所産でもある農林水産業に関する

る景観が有する意義は大きく、その保存への関心が高まってきています。

里山や棚田等の農耕地の景観は、土地に暮らす人々が自然と関わるなかで育まれてきた文化的な所産であり、その生成には民俗や精神といった無形の部分があおいに関係していることからも文化的景観という新しい概念の文化財の対象と考えられています。文化的景観は、名所としてのすぐれた風致景観を対象とするこれまでの名勝の概念ではとらえきれないものであることから、現在「農林水産業に関する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」を設置して、農林水産省の協力を得ながらその指定や保護のあり方について検討をおこなっているところです。

いずれにしても様々な文化的景観が保存の対象として取り上げられることにより、これらの域内の生物の多様性の保全に新たな枠組みが導入されることになるはずです。

#### ( 5 ) 活用の推進

地域の文化的な遺産でもある自然的名勝と天然記念物を通じて、人が自然と色濃くかかわるなかで蓄積されてきた伝統的な技術や知恵を学ぶことの意義は小さくないと思います。持続的に自然を利用していた時代は、同時に物資や資源の出入りが少ない循環型社会であり、自然環境へ与える負荷も小さいものであったと考えられるからです。

地域の学校や社会が、身近な天然記念物を環境学習や地域づくりに活用するための施設を整備することで、併せて当該天然記念物の適切な保護管理の推進の機会に資することをも期待して、文化庁では平成 6 年度以降、学習施設等の設置をモデル事業として実施し、平成 12 年度まで天然記念物長走風穴高山植物群落（秋田県大館市）、特別天然記念物モシカ（静岡県水窪町）、天然記念物ミヤコタナゴ（埼玉県滑川町）などを対象とする 8 施設の設置に対し補助金を交付しました。

地域社会における自然環境や生物多様性の保全のための枠組みづくりの必要性が指摘されていますが、そのためには学校教育や社会教育における環境教育や環境学習を進めることができます。平成 14 年度から導入される総合的な学習の時間や完全学校週 5 日制による環境学習の推進の機会とするためにも、文化庁でも地方公共団体との連携のもと天然記念物を活用した学習施設の設置への支援策を引き続き検討しています。